

定時株主総会会場のご案内



場 所

福井市順化1丁目1番1号
福井銀行本店ビル2階ホール
TEL：(0776) 25-8015

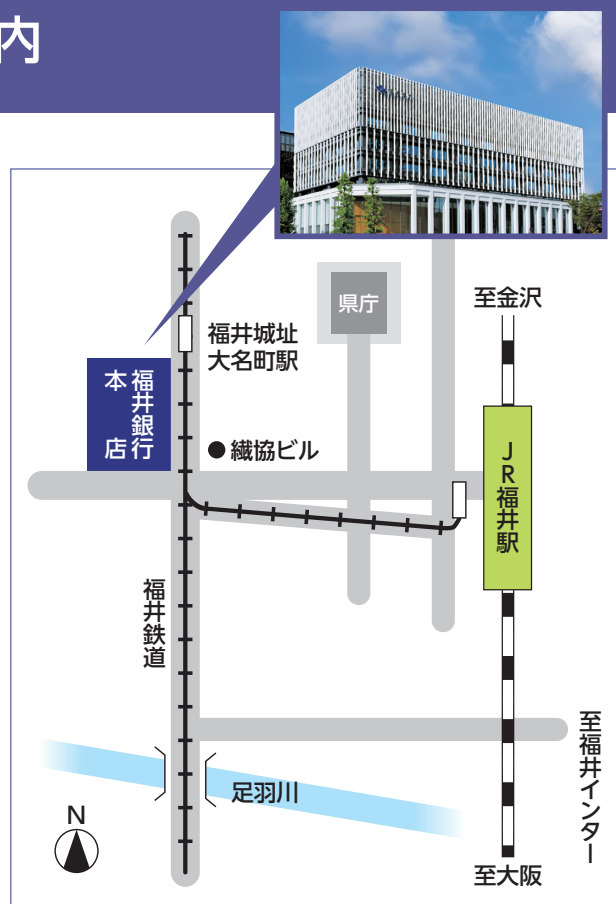


最寄駅

福井鉄道 福井城址大名町駅（徒歩1分）
JR 福井駅（徒歩10分）

※駐車台数に限りがございますので、
できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

※昨年と開催場所が異なりますので、お間違えないよう
にご注意ください。



～ご出席を検討されている株主さまへ～

新型コロナウイルス感染防止のために、体調に不安のある方は、本総会へのご出席をお控えいただきますようお願いいたします。

また、会場では以下の措置を講じたくて、状況により入場をお断りすることもありますので、予めのご了承とご協力をお願いします。

- ・ご出席者の体調確認のための検温と手指消毒の実施
- ・会場周辺及び会場内でのマスク着用の義務化
- ・間隔を保持する座席配置と、入場者数の制限
- ・滞在時間短縮のための事業報告の簡略化、質問数制限をはじめとする円滑な議事進行

なお、昨年よりご出席者への「おみやげ」はご用意しておりませんので、あわせてご了承ください。

第201期

定時株主総会招集ご通知

日時

2021年6月26日（土曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

福井市順化1丁目1番1号
福井銀行本店ビル2階ホール

～ご出席を検討されている株主さまへ～

新型コロナウイルス感染防止のために、体調に不安のある方は、本総会へのご出席をお控えいただきますようお願いいたします。

また、会場では以下の措置を講じうえて、状況により入場をお断りすることもありますので、予めのご了承とご協力をお願いします。

- ・ご出席者の体調確認のための検温と手指消毒の実施
- ・会場周辺及び会場内でのマスク着用の義務化
- ・間隔を保持する座席配置と、入場者数の制限
- ・滞在時間短縮のための事業報告の簡略化、質問数制限をはじめとする円滑な議事進行

なお、昨年よりご出席者への「おみやげ」はご用意しておりませんので、あわせてご了承ください。

会場変更

昨年と開催会場が異なりますので、末尾のご案内図をご参照の上、お間違えないようにご注意ください。

株式会社 福井銀行



目次

第201期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のご案内	4
(株主総会参考書類)	
議案 取締役9名選任の件	5
(添付書類)	
第201期事業報告	12
計算書類	33
連結計算書類	35
監査報告書	37



証券コード 8362

2021年6月3日

株主各位

福井市順化1丁目1番1号

株式会社 **福井銀行**

取締役兼代表執行役頭取 **林 正 博**

第201期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第201期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月25日（金曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月26日（土曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 福井市順化1丁目1番1号
福井銀行本店ビル2階ホール
（昨年と開催会場が異なりますので、末尾のご案内図をご参照の上、お間違えないようにご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第201期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第201期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
議 案 取締役9名選任の件

4. 議決権行使について

- (1) 郵送による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月25日（金曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、2021年6月25日（金曜日）午後5時までに行使していただきますようお願い申し上げます。
- (3) 重複行使の取扱い
議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネットにて複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5. 招集にあたっての決定事項

株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等について
インターネット経由で招集ご通知を受領することを承諾された株主さまにも書面による招集ご通知、株主総会参考書類及び議決権行使書用紙を送付させていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.fukuibank.co.jp/ir/shareholders/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 1. 事業報告
 - ①当行の現況に関する事項のうち、「使用人の状況」及び「営業所等の状況」
 - ②会社役員（取締役及び執行役）に関する事項のうち、「責任限定契約」
 - ③社外役員に関する事項のうち、「社外役員の兼職その他の状況」
 - ④当行の株式に関する事項
 - ⑤当行の新株予約権等に関する事項
 - ⑥会計監査人に関する事項のうち、「会計監査人の状況」及び「責任限定契約」
 - ⑦財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
 - ⑧業務の適正を確保する体制
 - ⑨特定完全子会社に関する事項
 - ⑩親会社等との間の取引に関する事項
 - ⑪会計参与に関する事項のうち、「責任限定契約」
 2. 計算書類及び連結計算書類
 - ①株主資本等変動計算書
 - ②個別注記表
 - ③連結株主資本等変動計算書
 - ④連結注記表

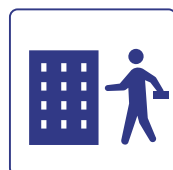
したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であります。

 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.fukuibank.co.jp/ir/shareholders/meeting/>）に掲載させていただきます。

議決権行使について

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会ご出席による議決権行使

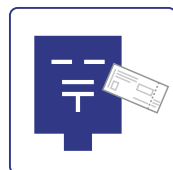


開催日時 2021年6月26日(土曜日)午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

紙資源削減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使

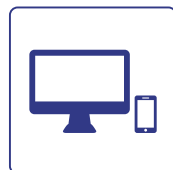


行使期限 2021年6月25日(金曜日)午後5時到着分

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限 2021年6月25日(金曜日)午後5時まで

パソコン又はスマートフォンから当行指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から午前5時まで取り扱いを休止します。)株主さま以外の第三者による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

QRコードの読み取り機能を搭載したスマートフォンを利用して、右記の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等の費用は株主さまのご負担になります。

QRコード



システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

 0120-173-027 (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

インターネットによる議決権行使のご案内

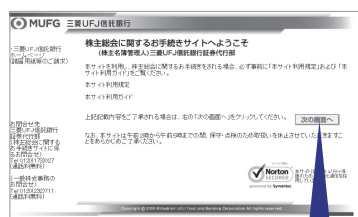
議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

(1) パソコンによる議決権行使

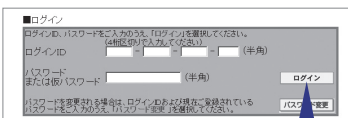
議決権行使ウェブサイトアドレス ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



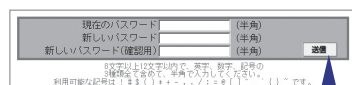
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



議決権行使書副票（右側）

議決権行使のお取扱い

議決権行使ウェブサイトにおいてインターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットによる議決権行使は、**2021年6月25日（金曜日）の午後5時まで**に行使されるようお願いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役 9 名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名			現在の当行における地位及び担当	社外取締役の専門性			
					法律	地域 経済	経営	
①	再任	はやし 林	まさひろ 正博	取締役兼代表執行役頭取 報酬委員 指名委員				
②	再任	ゆ あさ 湯浅	とおる 徹	取締役兼代表執行役常務				
③	再任	は せ がわ えいいち 長谷川 英一		取締役兼代表執行役常務				
④	再任	わた なべ 渡辺	おさむ 統	取締役兼常務執行役				
⑤	再任	さ たけ 佐竹	のりゆき 範之	取締役兼執行役				
⑥	新任	よし だ 吉田	まさたけ 正武	執行役				
⑦	再任	うちかみ 内上	かずひろ 和博	社外 独立役員	取締役 監査委員（委員長） 報酬委員	●	－	－
⑧	再任	なん ぼ 南保	まさる 勝	社外 独立役員	取締役 指名委員（委員長） 監査委員	－	●	－
⑨	再任	みつ や 三屋	ゆう こ 裕子	社外 独立役員	取締役 報酬委員（委員長） 指名委員	－	－	●

候補者
番号

1

はやし
林

まさひろ
正博

(1957年4月16日生)

所有する当行の株式の数 15,700株

再任



略歴、地位、担当

1981年4月 当行入行
2003年3月 当行経営管理グループ法務室長
2004年7月 当行経営管理グループ法務チームリーダー兼お客さま相談室長
2006年4月 当行経営企画グループ法務チームリーダー兼お客さま相談室長
2007年3月 当行監査グループ監査チームリーダー
2007年6月 当行監査グループマネージャー
2008年6月 当行取締役
2009年6月 当行取締役兼執行役
2010年6月 当行取締役兼常務執行役
2014年6月 当行取締役兼代表執行役専務
2015年4月 当行取締役兼代表執行役専務営業支援本部長
2015年6月 当行取締役兼代表執行役頭取
現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社福井キャピタル&コンサルティング取締役会長兼CEO

取締役候補者とした理由

林正博氏は、2014年より取締役兼代表執行役専務を務めたほか、2015年からは取締役兼代表執行役頭取を務めており、経営者としての豊富な経験・見識を有しております。地域経済活性化の実現並びにそれを通じた当行財務基盤の強化に向けた企業経営の推進におけるこれまでの実績を踏まえ、当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選任しております。

候補者
番号

2

ゆ あさ
湯浅

とおる
徹

(1962年3月8日生)

所有する当行の株式の数 6,600株

再任



略歴、地位、担当

1986年4月 当行入行
2001年9月 当行福井市役所支店長
2003年4月 当行福井西エリア営業グループ長兼福井西エリア統括副支店長
2005年7月 当行花月支店副支店長
2006年6月 当行新規専担プロジェクトチームリーダー
2006年8月 当行本店営業部副部長
2008年6月 当行越前海岸エリア統括店長兼越前町支店長
2009年9月 当行勝山支店長
2012年5月 当行武生エリア統括店長兼武生支店長
2013年6月 当行執行役員武生エリア統括店長兼武生支店長
2015年4月 当行執行役員本店エリア統括店長兼本店営業部長
2015年6月 当行執行役員本店エリア統括店長兼本店営業部長
2017年6月 当行取締役兼常務執行役営業支援本部長
2020年5月 当行取締役兼代表執行役常務営業支援本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

湯浅徹氏は、2015年より執行役本店営業部長を務めたほか、2017年からは取締役兼常務執行役、2020年からは取締役兼代表執行役常務として営業支援本部長を務めており、経営全般と営業部門に広く携わるとともに、当行の主要統括店長を数多く歴任し、営業マネジメントの実践及び営業活動の推進に関する豊富な見識を有しております。これまでの実績を踏まえ、当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選任しております。

候補者
番号

3

は せ が わ
長谷川

え い い ち
英一

(1964年7月5日生)

所有する当行の株式の数 2,600株

再任



略歴、地位、担当

1988年4月 当行入行
2005年5月 当行営業グループ法人営業チームリーダー
2007年1月 当行法人営業グループ法人営業チームリーダー兼海外支援チームリーダー
2007年3月 当行法人営業グループマネージャー
2007年11月 当行富山エリア統括店長兼富山支店長
2008年10月 当行富山エリア統括店長兼富山支店長兼富山南支店長
2010年9月 当行企業サポートプロジェクトチームリーダー
2011年8月 当行融資グループ融資チーム企業サポート室長
2013年2月 当行営業グループマネージャー
2015年4月 当行執行役員敦賀エリア統括店長兼敦賀支店長
2017年6月 当行執行役本店エリア統括店長兼本店営業部長
2019年6月 当行取締役兼常務執行役ALM本部長
2020年5月 当行取締役兼代表執行役常務ALM本部長
2020年6月 当行取締役兼代表執行役常務企画本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

長谷川英一氏は、営業部門、企業再生部門業務に従事するとともに、営業店長を歴任し、2017年からは執行役本店営業部長を務めたほか、2019年からは取締役兼常務執行役、2020年からは取締役兼代表執行役常務としてALM本部長、企画本部長を務めており、経営全般及びALM部門、営業マネジメントの実践に関する豊富な経験・見識を有しております。これまでの実績を踏まえ、当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選任しております。

候補者
番号

4

わ た な べ
渡辺

お さ む
統

(1965年1月22日生)

所有する当行の株式の数 6,883株

再任



略歴、地位、担当

1987年4月 当行入行
2005年3月 当行経営企画グループ統合リスクチームサブリーダー
2006年7月 当行経営企画グループ統合リスクチームリーダー
2009年4月 当行経営企画グループ経営企画チームサブリーダー
2011年8月 当行リスク統括グループ統合リスクチームリーダー
2012年5月 当行神明支店長
2014年3月 当行福井東エリア統括店長兼福井中央支店長
2014年5月 当行執行役員 福井東エリア統括店長兼福井中央支店長
2016年5月 当行執行役員 リスク統括グループマネージャー
2016年6月 当行執行役員 リスク統括グループマネージャー
2017年6月 当行執行役員ALM副本部長 リスク統括グループマネージャー
2020年6月 当行取締役兼常務執行役ALM本部長
2021年3月 当行取締役兼常務執行役ALM本部長 リスク統括グループマネージャー
現在に至る

取締役候補者とした理由

渡辺統氏は、リスク管理部門業務に従事するとともに、営業店長を歴任し、2016年より執行役、2017年より執行役 ALM副本部長 リスク統括グループマネージャー、2020年からは取締役兼常務執行役としてALM本部長を務めており、ALM部門、営業マネジメント及びリスクマネジメントの実践に関する豊富な経験・見識を有しております。これまでの実績を踏まえ、当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選任しております。

候補者
番号

5

さ たけ の り ゆ き
佐竹 範之

(1963年11月17日生)

所有する当行の株式の数 2,155株

再任



略歴、地位、担当

1986年 4 月	当行入行
2003年 2 月	当行上北野支店長
2004年12月	当行金沢エリア営業グループ副グループ長
2005年 7 月	当行金沢支店副支店長
2006年 2 月	当行個人営業グループ個人営業企画チームリーダー
2006年10月	当行リテール営業グループリテール営業企画チームリーダー
2009年 4 月	当行坂井町支店長
2011年 1 月	当行小松支店長
2013年 9 月	当行経営企画グループ経営企画チームリーダー
2015年 4 月	当行執行役員武生エリア統括店長兼武生支店長
2017年 6 月	当行取締役
2019年 6 月	当行取締役兼執行役営業支援副本部長融資支援グループマネージャー 現在に至る

取締役候補者とした理由

佐竹範之氏は、経営企画などの企画部門業務に従事するとともに、営業店長を歴任し、2017年からは取締役に務め、監査委員会の監査委員として取締役及び執行役の監査を行ったほか、2019年からは取締役兼執行役営業支援副本部長融資支援グループマネージャーを務めており、経営全般及び監査、企画部門に関する豊富な経験・見識を有しております。これまでの実績を踏まえ、当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選任しております。

候補者
番号

6

よ し た ま さ た け
吉田 正武

(1966年10月2日生)

所有する当行の株式の数 2,436株

新任



略歴、地位、担当

1989年 4 月	当行入行
2007年 6 月	当行武生北支店長
2009年 7 月	当行富山支店副支店長
2011年 1 月	当行草津支店長
2012年 6 月	当行高浜エリア統括店長兼高浜支店長
2014年 6 月	当行リスク統括グループコンプライアンス統括チームリーダー兼お客さま相談室長
2017年 6 月	当行執行役員敦賀エリア統括店長兼敦賀支店長
2019年 3 月	当行執行役員敦賀エリア統括店長兼敦賀支店長兼敦賀港支店長
2019年 6 月	当行執行役本店エリア統括店長兼本店営業部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

吉田正武氏は、1989年に当行入行後、特に法人営業業務に従事するとともに、営業店長、コンプライアンス統括チームリーダーを歴任し、2017年より当行の最高幹部職員である執行役員を務めたほか、2019年からは執行役本店営業部長を務めており、営業マネジメント及びコンプライアンスの実践に関する豊富な経験・見識を有しております。これまでの実績を踏まえ、当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選任しております。

候補者
番号

7

うちかみ

内上

かずひろ

和博

(1964年10月29日生)

所有する当行の株式の数 1,800株

再任



略歴、地位、担当

1991年 4 月 東京地方検察庁検事
1992年 4 月 福岡地方検察庁小倉支部検事
1994年 4 月 大阪地方検察庁検事
1996年 4 月 大津地方検察庁検事
1997年 4 月 司法研修所教官事務補助（所付検事）
1998年 4 月 法務省刑事局法務事務官（局付検事）
2001年 1 月 最高検察庁検察官事務取扱検事
2003年 7 月 退官
2003年 9 月 北川法律事務所勤務
現在に至る
2014年 6 月 当行取締役
現在に至る

重要な兼職の状況

弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

内上和博氏は、弁護士として特に企業法務に関する豊富な専門知識及び幅広い見識を有しており、2014年より社外取締役として、独立した客観的な立場で取締役会において的確な提言及び助言をいただいております。これまでの実績を踏まえ、企業法務に関するリスクマネジメント等に係る監督並びに当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であり、直接企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役候補者として選任しております。なお、内上和博氏の当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。

候補者
番号

8

なん ぽ

南保

まさる

勝

(1953年5月17日生)

所有する当行の株式の数 1,600株

再任



略歴、地位、担当

1984年 4 月 株式会社福井経済経営研究所経営相談部
1991年 4 月 同上 経営相談部・主任調査役
1994年 4 月 同上 経済調査部・経済調査課長
2000年 9 月 当行融資グループ審査チーム経済調査担当
2001年 3 月 当行退職
2001年 4 月 福井県立大学地域経済研究所助手
2004年 4 月 福井県立大学地域経済研究所助教授
2008年 7 月 公立大学法人福井県立大学地域経済研究所准教授
2009年 4 月 公立大学法人福井県立大学地域経済研究所教授、博士(経済学)
2012年 4 月 公立大学法人福井県立大学地域経済研究所地域経済部門リーダー・教授、博士(経済学)
2015年 6 月 当行取締役
現在に至る
2017年 4 月 公立大学法人福井県立大学地域経済研究所長・教授、博士(経済学)
2019年 4 月 公立大学法人福井県立大学地域経済研究所長・特任教授、博士(経済学)
現在に至る
2020年 6 月 フクビ化学工業株式会社社外取締役
現在に至る

重要な兼職の状況

公立大学法人福井県立大学地域経済研究所長・特任教授、博士（経済学）
フクビ化学工業株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

南保勝氏は、公立大学法人福井県立大学の特任教授、博士（経済学）として特に地域経済に関する豊富な専門知識及び幅広い見識を有しており、2015年より取締役を務めており、2016年より社外取締役として、独立した客観的な立場で取締役会において的確な提言及び助言をいただいております。これまでの実績を踏まえ、地域経済の活性化に向けた地域戦略の推進等に係る監督並びに当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であり、直接企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役候補者として選任しております。なお、南保勝氏の当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。



略歴、地位、担当

1981年 4 月 株式会社日立製作所入社
1990年 4 月 筑波大学非常勤講師
2011年 4 月 学校法人藤村学園理事
現在に至る
2012年 4 月 筑波大学経営協議会委員
2014年 4 月 東京女子大学・短期大学客員教授
2014年 6 月 一般社団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（現公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）顧問
現在に至る
2014年 6 月 公益財団法人日本バレーボール協会評議員
現在に至る
2016年 6 月 公益財団法人日本バスケットボール協会代表理事
現在に至る
2017年 5 月 国際バスケットボール連盟理事
現在に至る
2018年 3 月 株式会社SORA代表取締役
現在に至る
2018年 6 月 当行取締役
現在に至る
2019年 6 月 株式会社デンソー社外取締役
現在に至る
2019年 6 月 JXTGホールディングス株式会社（現ENEOSホールディングス株式会社）社外取締役
現在に至る

重要な兼職の状況

公益財団法人日本バスケットボール協会代表理事
株式会社SORA代表取締役
株式会社デンソー社外取締役
ENEOSホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

三屋裕子氏は、福井県出身であり、日本スポーツ界の振興、各種スポーツ団体の組織運営と並び、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、2018年より社外取締役として、独立した客観的な立場で取締役会において的確な提言及び助言をいただいております。これらの実績を踏まえ、当行の経営全般に係る監督、並びに当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化、並びに当行が進めております女性活躍推進の取組みに対しても貢献いただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任しております。なお、三屋裕子氏の当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

- 注1. 取締役候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 内上和博、南保勝及び三屋裕子の3氏は社外取締役候補者であります。
4. 当行は、内上和博、南保勝及び三屋裕子の3氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当行は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である内上和博、南保勝及び三屋裕子の3氏と当行の間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行において善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

6. 「社外取締役の独立性に関する基準」について

当行は次のように「社外取締役候補者選任基準」を設けております。

「社外取締役候補者選任基準」

指名委員会は、以下の条件を有する者を当行社外取締役として選任する。

- (1) 経営者としての豊富な経験を有すること、又は法律、会計、財務若しくは経済等の職業的専門家としての地位にあり、豊富な経験を有すること
- (2) 会社代表者からの独立性を保つことができる者であって、以下の基準に該当しないこと
 - ① 当行を主要な取引先とする者（*1）又はその業務執行者（*2）
 - ② 当行の主要な取引先（*3）又はその業務執行者
 - ③ 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（*4）
 - ④ 当行主要株主（*5）（主要株主が法人である場合は当該法人の業務執行者）
 - ⑤ 上記①から④に掲げる者の近親者（*6）
 - ⑥ 当行又はその子会社の業務執行者の近親者
 - ⑦ 過去1年間において上記①から⑥のいずれかに該当していた者
- (3) 社外取締役として相応しい人格・識見を有すること
- (4) 社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと

(注)

- （*1） 当行を主要な取引先とする者とは以下のいずれかに該当する者をいう。
 - ・ 直前事業年度における当行グループとの取引額が当該取引先グループの連結売上高の10%を超える者。
 - ・ 当行グループに対して債務を負っている取引先で、直前事業年度末における当該取引先グループの当行グループに対する負債額が当該取引先グループの連結総資産の1%を超える者。
 - ・ ただし、取引先が個人の場合は、上記取引額又は負債額が1,000万円（定型住宅ローン及び定型消費者ローンを除く）を超える者。
- （*2） 業務執行者とは、業務執行取締役及び執行役員並びに執行役員等の重要な使用人をいう。
- （*3） 当行の主要な取引先とは以下のいずれかに該当する者をいう。
 - ・ 直前事業年度における当行グループとの取引額が当行連結経常収益の10%を超える者。
 - ・ 当行グループに対して債務を負っている取引先で、直前事業年度末における当行グループへの負債額が当行グループの連結総資産の1%を超える者。
 - ・ ただし、取引先が個人の場合は、上記取引額又は負債額が1,000万円（定型住宅ローン及び定型消費者ローンを除く）を超える者。
- （*4） 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家とは、当行グループから役員報酬以外に直前の事業年度において1,000万円を超える財産を得ている者をいう。なお、社外取締役に就任後は、コンサルティング契約や顧問契約等の取引は一切行わないものとする。
- （*5） 当行主要株主とは、当行株式の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。
- （*6） 近親者とは、2親等以内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。

以 上

第201期(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(主要な事業内容)

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、国債・投資信託・個人年金保険等の販売業務等を行い、地域の金融パートナーとして、様々な商品・金融サービスの提供に積極的に取り組んでおります。

(金融経済環境)

当期の日本経済は、上半期は新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出制限や営業・生産活動の停止といった厳格な公衆衛生上の措置が実施され、極めて厳しい状況で推移しました。下半期は、経済活動の再開に伴って改善基調で推移したものの、感染症への警戒感が続くなかで、そのペースは緩やかなものに留まりました。今後は、感染対策と経済活動の両立が図られるなかで改善基調が継続するものと予想されますが、感染症の収束動向やそれが経済に与える影響の大きさによって変動するため、不確実性が極めて高い状況にあります。

福井県内経済におきましても、感染症の影響により厳しい状況が続いているものの、生産活動や個人消費活動の緩やかな持ち直しにより改善の兆しが見られます。また、北陸新幹線敦賀延伸関連工事を中心とした公共投資は引続き高い水準で推移しており、県内経済の底支えが期待されます。一方で、感染症の影響は当面続くことが予想されるため、県内経済の減速に伴う企業活動及び個人消費活動への影響に注意が必要な状況にあります。

(事業の経過及び成果)

①経営の基本方針

当行は、「地域産業の育成・発展と地域に暮らす人々の豊かな生活の実現」を当行グループの「企業理念」として制定し、その実現に向けて、社会に対する経営のコミットメントとして「経営理念」を、役職員が日々の活動において大切にする価値観として「行動理念」を掲げております。

当行グループは、この3つの理念を心の拠り所として、地域のみなさまにご満足いただける商品・サービスの提供に取り組んでおります。

【企業理念】 「地域産業の育成・発展と地域に暮らす人々の豊かな生活の実現」

【経営理念】 「トライアングル・バランスの実現」

「職員の満足（働きがい）」「お客さま（地域）のご満足」「株主の方々（投資家のみなさま）のご満足」をバランスよく高める経営を実現します

【行動理念】 『「誠実」×「情熱」×「行動」』

②企業統治の基本方針

当行グループは、企業理念を実現し、そして、株主の方々に当行の株式を安心して保有していただくことを目的として、「コーポレートガバナンスの基本方針」を制定しております。

この基本方針に基づく最適なコーポレートガバナンスを実現するとともに、経営戦略などの本質的な議論の活性化や、株主の方々を始めとするあらゆるステークホルダーとの対話を深めながら、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。

③当期の結果

中期経営計画『「企業理念」の実現に向けて（第1章）～より早く、より深く、より広く～』（2018年度～2020年度）の最終年度となる2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けられたお客さまへの支援を最優先に取り組みながらも、中期経営計画に掲げた4つのテーマ（「お客さまをふやす（働く場所、働く人をふやす）」、「コンサルティング機能の強化」、「選

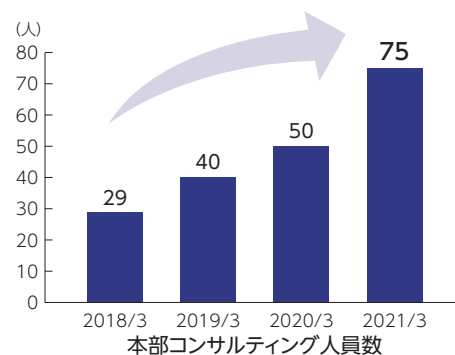
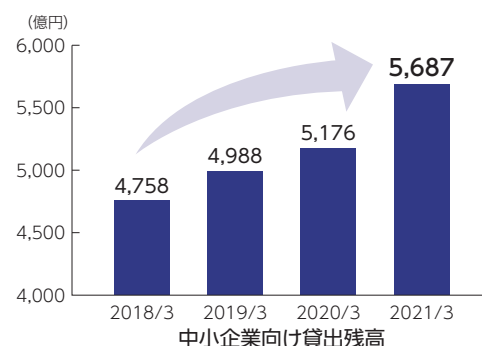
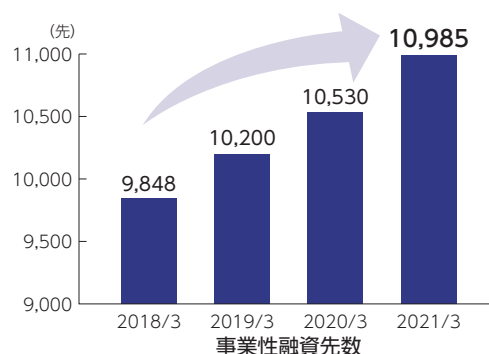
択と集中」、「人づくり革命」）を加速させる１年となりました。当行は計画の期間内を「地域とともに、お客さまとともに時代の変化に合わせて成長していく期間」と位置付けており、具体的には次の施策に取り組んでまいりました。

お客さまをふやす（働く場所、働く人をふやす）

これまで取り組んできたお客さま理解及び事業性理解の成果を最大限に発揮し、「当行の支援不足によるお客さまの破綻は絶対に防ぐ」という意識を全職員が共有し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまへの支援を最優先に取り組みました。当行・株式会社福邦銀行・株式会社日本政策金融公庫の協調による「新型コロナ対策経営強化連携融資」を創設するなど、幅広い支援活動の結果、事業性融資先の増加や中小企業向け貸出残高の増加につながりました。

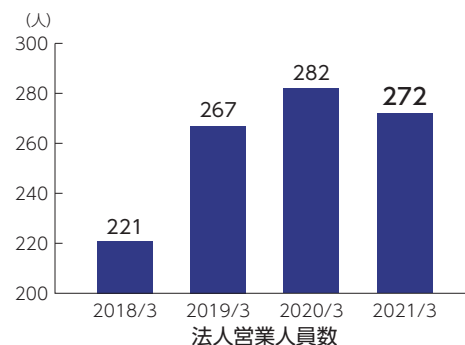
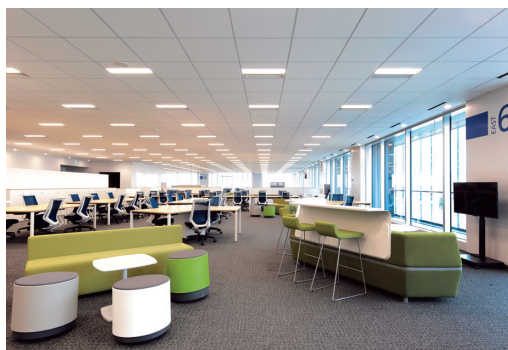
コンサルティング機能の強化

多様化するお客さまのニーズにお応えすべく、本部コンサルティング人員の増強及び営業店と本部の連携強化を継続して行いました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまへの本業支援・改善支援のほか、お客さまの課題意識やニーズの高まっている事業継続・承継分野においては、支援活動の量・質ともに強化してまいりました。また、新型コロナウイルス禍を踏まえ、セミナーや相談会をオンライン形式とし、感染拡大防止に努めました。



選択と集中

本店建替えを起点とした働き方の変革を進め、2020年12月のグランドオープンとともに生産性の向上を実現してまいりました。また、店舗再編の継続的な実施と店舗機能を集約することにより、コンサルティング機能の強化及びお客さまとの接点拡大につながる営業人員の増強を図ってまいりました。



人づくり革命

「職員一人ひとりが企業理念を実現するために、仕事を通して、自ら成長する、ともに成長する組織づくり」を目指し、一人ひとりの職員の中長期的な視野に立った育成計画を継続的に運用しております。また、職員一人ひとりが活き活きと元気に働く職場を目指すため、支店長を主体とする管理監督者を対象とした「マネジメント改革」に取り組んでまいりました。さらに、ITインフラや規程の整備を進め、時間や場所に縛られない柔軟な働き方の実現につなげてまいりました。

その他の取組み

株式会社福邦銀行との「地域経済の発展に向けた包括提携（Fプロジェクト）」では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまに対し、「ゴールデンウィーク特別相談窓口」を同時設置したほか、株式会社日本政策投資銀行を含めた3行による「災害対策業務協力協定」を締結し、地域一体となった支援体制を確立しました。2021年1月には、業務提携によるシナジー創出の早期実現と効果の最大化を目的として「資本提携に係る基本合意」を締結いたしました。

以上のようなことに取り組んできた結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

(預金等)

譲渡性預金を含めた預金等は、法人・個人預金がいずれも順調に推移したことから、期中2,862億円増加して期末残高は2兆7,837億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、消費者ローンを含む中小企業等向け貸出が順調に推移したことから、期中700億円増加して期末残高は1兆8,010億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、市場動向を注視しつつ運用管理に努めた結果、期中650億円増加して期末残高は7,262億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、前期比1億24百万ドル減少して20億56百万ドルとなりました。

(損益状況)

損益状況につきましては、経常収益は、有価証券利息配当金が増加したことなどから、前期比12億53百万円増加して、337億80百万円となりました。また、経常費用は、国債等債券売却損が増加したことなどから、前期比6億77百万円増加して306億57百万円となりました。

したがいまして、経常利益は、前期比5億76百万円増加して、31億22百万円となり、当期純利益は、前期比1億73百万円増加して、20億27百万円となりました。

（当行の対処すべき課題）

当行をはじめとして、地域金融機関を取り巻く環境は、金融緩和政策の長期化、異業種の銀行業への参入、基盤地域の人口減少、少子高齢化の進展など、先行きに対する不透明感が増しております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が地域経済に与える影響は大きく、当面は厳しい状況が続くものと予想されます。

しかしながら、福井県では、中部縦貫自動車道の整備や北陸新幹線の県内延伸などの交通網の整備により、ビジネス環境が大きく変化していくことが見込まれ、当行にとりましても、多様なリスクとチャンスが存在しているものと認識しております。また、アフターコロナを見据えた地元経済の回復、発展のため、これまで以上にコンサルティング機能を発揮していく必要性を強く感じております。

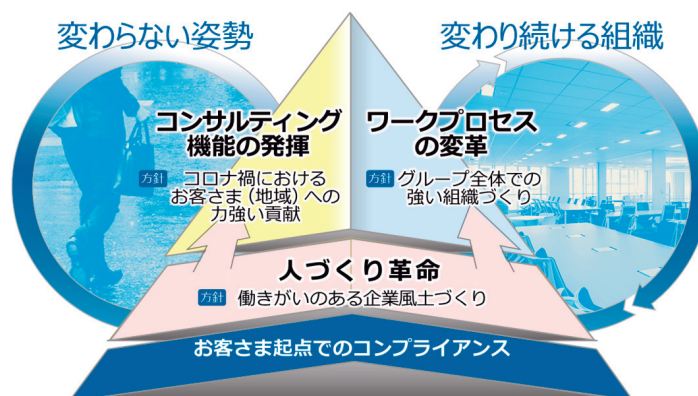
2021年度は、この激動の環境下において、短期間で組織力を向上させるべく、期間1年の短期経営計画『「企業理念」の実現に向けて（第2章）』を実行してまいります。短期経営計画に掲げる3つのテーマを着実に実践していくことで、福井県の持続的な発展に貢献していくとともに、当行の経営基盤の確保と強い経営体質の構築を実現してまいります。

タイトル	「企業理念」の実現に向けて（第2章）	
期間	2021年4月～2022年3月	
位置付け	地域とともに、お客さまとともに、次の100年の礎をつくる期間	
コンセプト	変わらない姿勢	変わり続ける組織
テーマ	コンサルティング機能の発揮	ワークプロセスの変革
	人づくり革命	
方針 アクション プラン	〈お客さま（地域）〉 コロナ禍におけるお客さま（地域）への力強い貢献	〈組織体制・株主〉 グループ全体での強い組織づくり
	1. 資金支援・本業支援の徹底 2. お客さま理解の真の定着 3. お客さまチャネルの多様化・最適化 4. 官民連携によるまちづくりへの参画	5. IT戦略・ITガバナンスの実行 6. 成果を出し続けるための最適な経営資源配分（戦略の選択と集中） 7. 第2領域への最適な時間配分（業務の選択と集中） 8. 投資運用の多様化 9. 環境変化に対応するためのリスクコントロール 10. グループ経営の確立 11. 新たなビジネスモデルの創造 12. Fプロジェクトの前進 13. ステークホルダーへの発信力強化
	〈職員〉 働きがいのある企業風土づくり	
	14. 職員一人ひとりの成長支援（スキル×マインドの向上） 15. 連携が生み出すチーム力の発揮（マネジメント改革・ベクトル共有） 16. 「厳しくて温かい」制度・風土改革	

お客さまや地域に対しては、「変わらない姿勢」をコンセプトに掲げ、当行が一貫して行っている「事業性理解」「お客さま理解」に基づく活動を継続してまいります。具体的にはコンサルティング機能を「強化」から「発揮」のステージに移行し、新型コロナウイルス禍によって影響を受けられたお客さまへの支援を徹底して行うことで、お客さま（地域）への力強い貢献を実現してまいります。

また、当行グループについては、「変わり続ける組織」をコンセプトに掲げ、組織体制や組織文化の変革を通じて持続可能な経営を実現してまいります。具体的には職員一人ひとりのワークプロセスの変革に取り組むとともに、グループ経営の視点で体制整備や変革を進めることで、グループ全体での強い組織を実現してまいります。

これらの活動を支える土台として、人づくりに継続して取り組んでまいります。また、組織風土の変革を進めることで、職員一人ひとりにとって、働きがいのある企業風土を実現してまいります。



株式会社福邦銀行との包括提携（Fプロジェクト）については、2021年5月に締結を予定している「資本提携に係る最終合意」に向け、グループとしてのシナジー創出の早期実現と効果の最大化を進めてまいります。



今後も当行の存在意義である「企業理念」の実現に向け、福井銀行グループの総力を結集するとともに、地域の関係機関と連携・協調し、福井の活性化の中心的役割を担ってまいります。株主のみなさま、お客さまには、引き続き当行をご支援ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	2,219,383	2,317,476	2,409,821	2,674,910
定期性預金	856,809	849,273	854,893	863,728
その他	1,362,573	1,468,203	1,554,928	1,811,181
譲渡性預金	114,431	93,886	87,726	108,842
貸 出 金	1,628,851	1,672,399	1,731,033	1,801,043
個人向け	514,878	531,554	561,169	579,379
中小企業向け	475,862	498,845	517,642	568,705
その他	638,110	641,999	652,221	652,958
商品有価証券	504	570	591	482
有 価 証 券	609,378	613,803	661,253	726,255
国 債	145,109	113,153	70,588	74,445
その他	464,269	500,649	590,665	651,810
総 資 産	2,665,264	2,794,145	2,942,101	3,504,203
内 国 為 替 取 扱 高	14,608,397	14,686,019	14,986,291	14,404,937
外 国 為 替 取 扱 高	2,700 ^{百万ドル}	2,386 ^{百万ドル}	2,181 ^{百万ドル}	2,056 ^{百万ドル}
経 常 利 益	5,792	3,630	2,546	3,122
当 期 純 利 益	3,988	2,824	1,853	2,027
1株当たり当期純利益	168 ^円 11 ^銭	118 ^円 65 ^銭	77 ^円 80 ^銭	85 ^円 34 ^銭

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

3. 2017年10月1日付で10株を1株に株式併合しております。2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(ご参考)

連結業績の推移

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	43,982	41,599	40,729	42,381
経常利益	6,327	4,490	3,413	4,234
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,927	3,158	2,140	2,553
包括利益	5,226	4,172	△ 4,318	13,824
純資産額	128,310	131,522	123,759	136,607
総資産	2,673,165	2,802,693	2,951,019	3,513,315

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,839
---------	-------

注 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
本店ビル新築 (注2)	2,869
鯖江支店新築 (注2)	243
今立支店新築	207

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行は、本店ビルを2020年10月に、鯖江支店を2020年9月に竣工しましたが、それぞれ2020年度に支出した支払額を上記に記載しております。

(4) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は、親会社はありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
福井信用保証サービス株式会社	福井県福井市春山 2丁目3番10号	福井銀行の取扱う 住宅ローン等のための保証 業務	百万円 50	% 100.00	—
株式会社福銀リース	福井県福井市照手 1丁目2番17号	リース業務	50	100.00	—
株式会社福井カード	福井県福井市順化 1丁目3番3号	クレジットカード業務	30	100.00	—
福井ネット株式会社	福井県福井市春日町 238番3号	コンピュータ関連業務	40	100.00	—
株式会社福井キャピタル&コン サルティング	福井県福井市花堂南 2丁目16番75号	投資事業組合財産の管理・ 運営業務及びコンサルティ ング業務	50	100.00	—

注1. 連結される子会社及び子法人等は上記の重要な子会社等5社であります。

2. 福銀ビジネスサービス株式会社は、2020年9月29日に清算終了しております。

重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- ④ 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
- ⑥ 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
- ⑦ 株式会社北國銀行及び株式会社富山第一銀行との提携（略称FITネット）により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
- ⑧ 株式会社福邦銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫、JA福井県、越前たけふ農業協同組合、福井県信用農業協同組合連合会との提携（略称福井ふるさとネットサービス）により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
- ⑨ 株式会社福井新聞社との提携により、多機能型ICカード「JURACA（ジュラカ）」による2種類の電子マネーサービスと独自の地域サービスを一体で提供するサービスを行っております。
- ⑩ 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行及び株式会社筑波銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィंकロス・パートナーシップ」を締結しております。
- ⑪ 株式会社福邦銀行と、福井県を中心とする地域経済の持続的発展を目的とした包括提携（略称Fプロジェクト）を行っております。

(5) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(6) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員(取締役及び執行役)に関する事項

(1) 会社役員の状況

① 取締役

(2020年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
林 正 博	取締役 報酬委員会 指名委員	株式会社福井キャピタル&コンサルティング取締役会長兼CEO	
湯 浅 徹	取締役	該当事項はありません。	
長 谷 川 英 一	取締役	該当事項はありません。	
渡 辺 統	取締役	該当事項はありません。	
佐 竹 範 之	取締役	該当事項はありません。	
前 田 英 之	取締役 監査委員会 監査委員	該当事項はありません。	
内 上 和 博	取締役 (社外取締役) 監査委員会(委員長) 報酬委員会	弁護士	
南 保 勝	取締役 (社外取締役) 指名委員会(委員長) 監査委員会	公立大学法人福井県立大学地域経済研究所長・特任教授、博士(経済学) フクビ化学工業株式会社社外取締役	
三 屋 裕 子	取締役 (社外取締役) 報酬委員会(委員長) 指名委員	公益財団法人日本バスケットボール協会代表理事 株式会社SORA代表取締役 ENEOSホールディングス株式会社社外取締役 株式会社デンソー社外取締役	

② 執行役

(2020年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
林 正 博	代 表 執 行 役 頭 取	株式会社福井キャピタル&コンサルティング取締役会長兼CEO	
湯 浅 徹	代 表 執 行 役 常 務 営 業 支 援 本 部 長	該当事項はありません。	
長 谷 川 英 一	代 表 執 行 役 常 務 企 画 本 部 長	該当事項はありません。	
渡 辺 統	常 務 執 行 役 A L M 本 部 長 リスク統括グループマネージャー	該当事項はありません。	
佐 竹 範 之	執 行 役 営 業 支 援 副 本 部 長 融資支援グループマネージャー	該当事項はありません。	
吉 田 正 武	執 行 役 本店エリア統括店長 兼 本 店 営 業 部 長	該当事項はありません。	
岡 田 伸	執 行 役 ALM副 本 部 長 市場金融グループマネージャー	該当事項はありません。	

注1. 林正博、湯浅徹、長谷川英一、渡辺統及び佐竹範之は、取締役と執行役を兼務しております。

2. 社外取締役内上和博、南保勝及び三屋裕子は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

3. 3名の監査委員のうち、前田英之が常勤監査委員に就任しております。当行は、監査委員が、その職務として日常的な情報収集、執行部門からの定期的な業務報告聴取、現場確認等を行い、これらの情報を監査委員全員で共有化することを通じて、監査委員会の実効的な審議が可能となるように常勤監査委員を選定しております。

4. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏 名	退 任 日
取締役兼常務執行役	佐 野 慎 治	2020年6月20日

(2) 会社役員に対する報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当行は、取締役及び執行役の報酬体系、報酬の内容を決定する機関として、報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、その過半が社外取締役により構成され、業務執行部門からは独立して報酬決定方針及び個人別の報酬額等を決議する権限を有しております。当事業年度においては、報酬委員会は3回開催され、以下の内容について審議・決定いたしました。

なお、当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬については、報酬委員会において下記の報酬決定方針との整合性を含めて多角的な検討を行っており、報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

- ・取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針について
- ・執行役に対する業績賞与の支給について
- ・取締役及び執行役の月額報酬の決定について
- ・執行役に対する月額報酬の一部改定について
- ・業績連動型株式報酬制度にかかる株式交付規程の一部改訂について

当行の取締役及び執行役が受ける報酬は、企業価値増大に向けた役員のインセンティブとして有効に機能しかつ成果責任を明確にするものとし、以下の方針により報酬委員会において決定しております。

- イ) 取締役の報酬は、取締役の主たる職務である業務執行の監督及び監視機能を維持するために有効な水準とする。
- ロ) 執行役の報酬は、執行役の主たる職務である業務執行機能を維持するために有効な水準とする。
- ハ) 上記イ)、ロ)に加え、当行の経営環境、業績等並びに各人の職務の内容等を総合的に勘案して個人別の報酬の内容を決定する。
- 二) 取締役の報酬の体系は、常勤、非常勤の別、役位毎の職務及び責任の大きさ等に応じて支給する月額報酬のみとする。
- ホ) 執行役の報酬の体系は、役位毎の職務及び責任の大きさ等に応じて支給する月額報酬、当行の業績に連動して支給する賞与、中長期インセンティブとして役位及び業績目標の達成度に応じて当行株式の交付を行う業績連動型の株式報酬で構成するものとする。
- ヘ) 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬のみ支給し、取締役としての報酬は支給しない。

② 取締役及び執行役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役	4名	34	34	—	—
執 行 役	8名	190	142	47	—
計	12名	224	176	47	—

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 執行役を兼務している取締役の人数及び報酬等につきましては、取締役の区分に含めず執行役の区分に含めて記載しております。

3. 上記取締役及び執行役の支給人数及び報酬等には、2020年6月20日付で退任した執行役1名が含まれております。

4. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額8百万円及び業績達成度等に応じて付与されたポイントに相当する当行株式及び当行株式を退任時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当該年度に役員株式給付引当金繰入額として費用計上した株式報酬相当額39百万円を記載しております。

5. 当行の執行役の報酬のうち賞与及び株式報酬については業績連動型報酬としており、執行役の主たる職務である業務執行の成果責任を明確にするため、前年度の当期純利益を業績連動の指標として採用しております。なお、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針は定めておりません。

執行役の賞与につきましては、月額報酬を基礎として前年度の当期純利益に応じて次表のとおり業績連動比率を乗じて算出しております。

なお、当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の実績は1,853百万円であります。

当期純利益	業績連動比率
75億円以上	350%
60億円以上75億円未満	280%
45億円以上60億円未満	210%
30億円以上45億円未満	140%
15億円以上30億円未満	70%
15億円未満	0%

業績連動型株式報酬制度は、執行役の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより高め、執行役が株価の変動による利益・リスクを株主のみなさまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に導入しております。

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、執行役に対して、報酬委員会が定める株式交付規程に従い、役位に応じた役位別基礎ポイント及び業績目標の達成度に応じて付与される業績連動ポイントに基づき、当行株式及び当行株式を売却換金した金額相当の金銭が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。

役位別基礎ポイントは、報酬委員会が制定した株式交付規程に定めるポイント付与日において、各執行役の役位に応じて以下のとおり付与いたします。

役 位	役位別基礎ポイント（毎月）
執行役頭取	390
執行役副頭取	305
執行役専務	270
執行役常務	200
執行役	75

業績連動ポイントは、報酬委員会で決定した中期経営計画期間中の当期純利益目標に対する各事業年度の達成度に応じて次の式により算出されるポイントを付与いたします。

業績連動ポイント = 役位別業績基礎ポイント × 達成係数

役 位	役位別基礎ポイント（年間）
執行役頭取	2,340
執行役副頭取	1,830
執行役専務	1,620
執行役常務	1,200
執行役	450

達成度	達成係数
140%以上	1.50
120%以上	1.20
100%以上	1.00
80%以上	0.80
50%以上	0.50
50%未満	0

なお、付与されたポイントについては、1ポイントにつき当行株式1株として換算し、退任後に交付します。

(3) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、全ての取締役及び執行役（以下、「役員」という。）を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしています。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事項があります。

なお、保険料は全額当行が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
内 上 和 博	6年9ヵ月	2020年度の取締役会 15回のうち全てに出席、 2020年度の監査委員会 14回のうち全てに出席、 2020年度の報酬委員会 3回のうち全てに出席し ております。	弁護士として特に企業法務 に関する豊富な専門知識及 び幅広い見識を有しており、 企業法務に関するリスク マネジメント等に係る監督 及び当行のコーポレート ガバナンスのより一層の強 化に役割を果たすことを期 待しており、取締役会など において、独立した客観的 な立場で法的側面等の見地 からの確な提言及び助言を 行っております。
南 保 勝	4年9ヵ月	2020年度の取締役会 15回のうち全てに出席、 2020年度の監査委員会 14回のうち全てに出席、 2020年度の指名委員会 3回のうち全てに出席 しております。	公立大学法人福井県立大学 の特任教授、博士（経済学） として特に地域経済に関す る豊富な専門知識及び幅広 い見識を有しており、地域 経済の活性化に向けた地域 戦略の推進等に係る監督及 び当行のコーポレートガバ ナンスのより一層の強化に 役割を果たすことを期待し ており、取締役会などにお いて、独立した客観的な立 場で経済学に関する専門的 な見地からの確な提言及び 助言を行っております。

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
三 屋 裕 子	2年9ヵ月	2020年度の取締役会15回のうち14回に出席、2020年度の指名委員会3回のうち全てに出席、2020年度の報酬委員会3回のうち全てに出席しております。	日本スポーツ界の振興、各種スポーツ団体の組織運営と並び、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当行の経営全般に係る監督及び当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に役割を果たすことを期待しており、取締役会などにおいて、独立した客観的な立場で経営者として経営等に係る豊富な経験と見識からの的確な提言及び助言を行っております。

(2) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3名	16	—

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記社外役員の報酬等は、すべて基本報酬であります。

(3) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 補償契約

- イ) 在任中の会計監査人との間の補償契約
該当事項はありません。
- ロ) 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

5. 会計参与に関する事項

(1) 補償契約

- イ) 在任中の会計参与との間の補償契約
該当事項はありません。
- ロ) 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

6. その他

剰余金の配当等に関する基本方針

当行は、リスクに見合った十分な自己資本を確保しつつ業績を上げ、安定的・継続的に配当を行うことに加え、業績に連動した利益配分を実施することを基本方針としています。

具体的には、1株当たり年間50円の安定配当に業績連動配当を合わせた配当性向を20%程度とすることを目途としております。なお、各期の具体的な業績連動部分の配当金につきましては、その時々を経済情勢、財務状況等を勘案し、各期の業績が明らかになった時点で決定いたします。

内部留保金につきましては、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などインフラの整備・強化に投資し、強固な経営体質の構築に努めてまいります。

第201期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)			金 額	科 目 (負債の部)			金 額
現 金	預 け	金	903,541	預 当	金	2,674,910	
現 預		金	31,512	座 通	金	230,927	
預 け		金	872,028	蓄 期	金	1,511,533	
買 入	金 錢	債 権	906	預 預	金	13,569	
商 品	有 価	券	482	預 預	金	4,975	
商 品	品 国	債 券	437	預 預	金	856,448	
商 品	地 方	債 券	44	預 預	金	7,280	
金 錢	の 信	託 券	6,502	預 預	金	50,175	
有 価	証	券	726,255	預 預	金	108,842	
国 地		債 券	74,445	預 預	金	71,947	
社 株	方	債 券	97,124	預 預	金	8,673	
株 所	の 他	式 券	190,846	預 預	金	475,895	
所 出	証	金	323,456	預 預	金	475,895	
割 引	手 貸	形 付	1,801,043	預 預	金	99	
手 証	書 貸	付 付	3,501	預 預	金	4	
当 座	座 貸	越 越	30,713	預 預	金	16,224	
外 国	為 替	替 替	40,382	預 預	金	366	
外 国	他 店	預 預	194,290	預 預	金	498	
買 入	外 国	為 替	7,533	預 預	金	554	
所 他	資 産	産 産	6,495	預 預	金	0	
未 収	収 収	益 益	1,038	預 預	金	2,060	
金 融	派 生	商 品	32,183	預 預	金	595	
金 融	商 品	等 差	2,120	預 預	金	29	
所 他	の 資 産	入 担	1,657	預 預	金	12,120	
有 形	固 定	資 産	1,628	預 預	金	197	
建 土	地 産	物 物	26,778	預 預	金	8	
土 地	地 産	地 地	30,091	預 預	金	5,376	
リ 一	ス 資	産 産	13,003	預 預	金	166	
建 設	仮 勘	定 定	14,898	預 預	金	228	
所 他	の 有 形	固 定	210	預 預	金	183	
無 形	固 定	資 産	1,952	預 預	金	312	
ソ フ	ト ウ	エ ア	202	預 預	金	14	
所 他	の 無 形	固 定	186	預 預	金	70	
支 払	承 諾	見 返	16	預 預	金	2,710	
貸 倒	引 当	金	8,567	預 預	金	2,426	
資 産	の 部	合 計	△ 13,107	預 預	金	8,567	
			3,504,203	預 預	金	3,376,856	
				預 預	金	17,965	
				預 預	金	2,657	
				預 預	金	2,614	
				預 預	金	43	
				預 預	金	83,203	
				預 預	金	17,965	
				預 預	金	65,237	
				預 預	金	398	
				預 預	金	61,930	
				預 預	金	2,909	
				預 預	金	△ 617	
				預 預	金	103,209	
				預 預	金	18,693	
				預 預	金	△ 27	
				預 預	金	5,471	
				預 預	金	24,138	
				預 預	金	127,347	
				預 預	金	3,504,203	

第201期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 営 資 産	24,515	33,780
貸 有 二 預 金	16,068	
役 受 取 外 国 債 株 金	8,227	
そ 外 国 債 株 金	4	
常 用 収 入	172	
金 出 証 券	42	
運 賃 引 替 業 務 常 規	6,151	
収 入 利 益	2,209	
利 益	3,941	
当 利 益	1,159	
配 分 利 益	169	
利 益	971	
利 益	19	
利 益	1,954	
利 益	272	
利 益	857	
利 益	55	
利 益	768	
経 営 資 産	246	30,657
預 讓 二 預 金	226	
役 受 取 外 国 債 株 金	22	
そ 外 国 債 株 金	19	
常 用 収 入	△ 186	
金 出 証 券	53	
運 賃 引 替 業 務 常 規	29	
収 入 利 益	80	
利 益	3,713	
当 利 益	518	
配 分 利 益	3,194	
利 益	2,537	
利 益	4	
利 益	1,790	
利 益	621	
利 益	120	
利 益	21,673	
利 益	2,488	
利 益	1,176	
利 益	586	
利 益	371	
利 益	257	
利 益	96	
経 営 資 産	3,122	361
固 子 耐 震 固 減 引 税 人 人 期	15	
定 会 対 応 別 資 損 失 引 当 損 純 事 業 利 益	206	
固 子 耐 震 固 減 引 税 人 人 期	139	
定 会 対 応 別 資 損 失 引 当 損 純 事 業 利 益	35	126
固 子 耐 震 固 減 引 税 人 人 期	90	
定 会 対 応 別 資 損 失 引 当 損 純 事 業 利 益	1,348	3,357
固 子 耐 震 固 減 引 税 人 人 期	△ 18	
定 会 対 応 別 資 損 失 引 当 損 純 事 業 利 益	1,330	
固 子 耐 震 固 減 引 税 人 人 期	2,027	

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	903,663	預渡性預金	2,672,053
買入金銭債権	906	売現先勘定	102,842
商品有価証券	482	債券貸借取引受入担保金	71,947
金銭の信託	6,502	借入金	8,673
有価証券	725,306	借用金	475,895
貸出金	1,790,164	外国為替	99
外国為替	7,533	その他の負債	24,604
その他の資産	53,215	賞与引当金	229
有形固定資産	30,294	役員賞与引当金	8
建物	13,114	退職給付に係る負債	5,373
土地	14,930	役員株式給付引当金	166
リース資産	23	睡眠預金払戻損失引当金	228
建設仮勘定	210	偶発損失引当金	183
その他の有形固定資産	2,015	耐震対応損失引当金	312
無形固定資産	264	ポイント引当金	66
ソフトウェア	207	債務保証損失引当金	70
その他の無形固定資産	56	繰延税金負債	2,957
繰延税金資産	935	再評価に係る繰延税金負債	2,426
支払承諾見返	8,567	支払承諾	8,567
貸倒引当金	△ 14,521	負債の部合計	3,376,707
		(純資産の部)	
		資本	17,965
		資本剰余金	5,972
		利益剰余金	89,132
		自己株式	△ 617
		株主資本合計	112,452
		その他有価証券評価差額金	18,709
		繰延ヘッジ損益	△ 27
		土地再評価差額金	5,471
		退職給付に係る調整累計額	1
		その他の包括利益累計額合計	24,155
		純資産の部合計	136,607
資産の部合計	3,513,315	負債及び純資産の部合計	3,513,315

連結損益計算書 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	42,381
資金運用収益	24,998
貸出金利	16,026
有価証券利息配当金	8,230
コールローン利息及び買入手形利息	4
預け金利息	172
その他の受入利息	563
役務の取引等収益	7,666
その他の営業収益	7,735
償却債権取立	1,980
その他の経常収益	272
経常費用	1,707
資金調達費用	38,146
預金利息	247
譲渡性預金利息	226
コールマネー利息及び売渡手形利息	22
売券現先利	19
債券貸借取引支払利息	△186
借入金の支払利息	53
その他の支払利息	30
役務の取引等費用	80
その他の営業費用	2,999
倒引当金繰入	8,962
その他の経常費用	23,194
貸倒引当金繰入	2,742
その他の経常費用	1,415
経常利益	1,326
特別利益	4,234
固定資産処分益	154
耐震対応損失引当金戻入	15
固定資産処分損失	139
固定資産処分損失	36
減損損失	90
税金等調整前当期純利益	4,262
法人税、住民税及び社会保険料	1,705
法人税等調整額	3
当期純利益	1,708
親会社株主に帰属する当期純利益	2,553
	2,553

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 福井銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柏 木 勝 広 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轡 田 留 美 子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 橋 勇 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福井銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第201期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 福井銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柏 木 勝 広 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轡 田 留 美 子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 橋 勇 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福井銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福井銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第201期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社 福井銀行 監査委員会

監査委員 内 上 和 博 ㊞

監査委員 前 田 英 之 ㊞

監査委員 南 保 勝 ㊞

(注) 監査委員内上和博及び南保勝は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

招集〓通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書